

令和 7 年 1 月 23 日

学生・保護者の皆様へ

教育・学生担当副学長
藤井 良宜

激甚災害指定の災害により被災された方を対象とした
令和 7 年度入学料免除・入学期料徴収猶予・授業料免除（災害特別枠）申請受付について

激甚災害（支援対象は以下、1. をご参照ください）により被災された学生・保護者の皆様に
対しまして、経済支援として令和 7 年度入学料免除、入学期料徴収猶予、授業料免除申請を受け付
けます。申請希望者は下記によりお手続きください。

記

1. 支援対象となる災害

【入学料及び授業料免除】

- ・令和 6 年能登半島地震
- ・令和 6 年台風 10 号

【授業料免除のみ】

- ・平成 28 年熊本地震
- ・平成 30 年西日本豪雨、北海道地震
- ・令和元年 8 月 13 日から 9 月 24 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害
- ・令和元年台風 19 号
- ・令和 2 年熊本豪雨
- ・令和 3 年 5 月 1 日から 7 月 14 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害
- ・令和 3 年 8 月 7 日から 8 月 23 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害
- ・令和 4 年台風 14 号
- ・令和 5 年 5 月 28 日から 7 月 20 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害

※上記に無い災害にも対象となる場合がありますので、担当係までお問い合わせください。

2. 支援対象者

本人又は家計支持者が 1. の災害により被災し、次のいずれかの事由により入学料や授業料
の納付が困難な者。

- 1) 本人又は家計支持者が居住する自宅家屋が 1. の災害により被災した場合
- 2) 1. の災害により主たる家計支持者が死亡した場合

※日本人学部学生については、「高等教育の修学支援新制度（給付奨学金＋入学料免除・徴
収猶予・授業料免除）」による支援を基本としますので、対象となる者は全員新制度への
申込みが必要です。（新制度との併願）

3. 申請期間

○新入生（学部から大学院へ進学する方も新入生となります）
入学手続期間（入学手続き書類と併せて郵送してください。）

○在学生

令和 7 年 3 月 17 日（月）～令和 7 年 3 月 19 日（水）

※上記期間に提出できない場合、担当係にご相談ください。

4. 提出書類 :
 1. 入学料免除・徴収猶予申請書（様式（入申））
 2. 申請書類確認票 A、B
 3. 申請資格確認票兼新制度対象外申立書（様式（資格））※学部生のみ
 4. 授業料免除申請書（様式（授申））
 5. 家庭調書①②
 6. 公共機関発行の被災（罹災）証明書（写しでも可）

※各種様式は下記HPからダウンロードしてください

<https://www.miyanaki-u.ac.jp/manabi-jim/news/2024/09/post-390.html>

5. 提出方法 :
 - 新入生 : 入学手続き書類と併せて郵送してください。
 - 在学生 : 申請期間中に 4. 提出書類を提出してください。
(提出場所 : 330 交流会館 学生支援課 2 番窓口)
※一般枠と併願する場合は事前予約の上、330 コンベンションホール
で提出をお願いします。
- 学務規則第 42 条により懲戒処分を受けた場合は、許可が取り消しとなります。
- 修業年限を超えている場合は申請できません。

担当 : 学生支援課経済支援係
TEL : 0985-58-7976, 7140, 7882

◆災害特別枠の判定について

→入学料免除、入学料徴収猶予、授業料免除を被害規模（罹災証明）で判定

	入学料免除	入学料徴収猶予	授業料免除
対象とする災害	支援対象のみ	支援対象のみ	支援対象全て
全壊	全額免除	許可	全額免除
半壊 (大規模含む)	半額免除	許可	20 万免除
一部損壊	免除なし	許可	10 万免除